

正誤表

ハンドブック悪臭防止法(六訂版)につきまして、以下のとおり訂正いたします。

頁	章	現状	訂正後
p. 100	第二章 逐条解説 13 行目～ 16 行目	7 『特別区の区長』 特別区の区長とは、東京都の二三の特別区の区長をいう（地方自治法第二八一条）。たとえば、都知事が千代田区について規制基準を強化しようとするときは、あらかじめ千代田区長の意見を聴かなければならないとするものである。	7 『特別区の区長』 特別区の区長とは、東京都の二三の特別区の区長をいう（地方自治法第二八一条）。